官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三五～三八）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人日本万国博覧会記念機構平成二十一年度決算、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金変更関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

告示

○文化庁告示第三十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年七月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年八月二十四日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番地八号　株式会社学研教育出版（代表取締役社長　矢崎悦男）

三　利用方法　受験用参考書（聴読　頻出テーマ別時事長文、慎先生のやさしく教える英文読解、未知単語推測法）において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　七九、九四〇円